

和田ゆかり

ビジネスマナーちょっと得する話 144

皆さんこんにちは。3月です。お雛様を玄関に飾りました。今は、小さいお雛様を飾っていますが、いくつになってもお雛様は見ていていいものです。最近、私のお友達の所で女の子のお孫ちゃんが誕生しました。嬉しいニュースですね！

お雛様を買ってあげたようです。楽しいお買い物ですよね。

さて、今回は聴き方についてお話いたします。皆さん、聞くとも聴くとの違いをご存知でしょうか？



聞く・・・自分の必要なことしか聞かない 自分勝手な聞く
聴く・・・耳を傾けて目で見て心で聴く

どうでしょうか？「聴く」ということが出来ていますか？

最近是在宅ワークも増え、コミュニケーションの取り方がかわり、中には、人との会話がないうちで、自分ひとりで不安になっている方も多という話もききます。

そこで、リモートであったり、電話であったり、聴く機会を作る事も必要かもしれません。

まさに、耳を傾け目で見て気持ちに寄り添うよう話を聴く事が求められています。

例えば、相手が話している途中で話を割って「これこれこーよ」と言ってしまうたり、話をしている途中で、「要するにこーゆーことね」と結論を言ってしまうたり、「それはダメだ」と頭ごなしに否定をしたり・・・とあげればキリはありませんが、よく見受けられる光景です。

さあ！そこで改めて聴き方のポイントは3つです。

相手の目を見る

うなずく

復唱する

1. 相手の目を見る

相手と視線をきちんと合わせて「私はあなたの話をきいていますよ」という姿勢で聴きます。

しかし、マスクをしていることもあり、もともと目力がある方はジッと見ることによって相手に威圧感を感じさせてしまっているかもしれませんので、たまに目を口元あたりにそらす事も気配りです。

2. うなずく

うなずく行為も大切です。やはりきちんと聴いているという姿勢です。

「うんうん」とうなずくことも必要ですが、「そうですよね」「おっしゃる通りです」など、声に出すことで相手の話したいという気持ちや話を膨らませることができます。リモートの際のうなずきは特に必要です。

3. 復唱する

こちらは前回ふれたように解釈の違いがないように確認をするという事です。

リモートの際には、よく聴き取れない事もありますから、そのままにせず、きちんと確認をします。また、相手の使った言葉を使って復唱をする工夫もしてみましょう。

目的はお相手の本当に話したい事をどれだけ深く聴き出せるかです。気持ちよく話しをしてもらうには、聴き手の姿勢や態度も影響するという事を理解しましょう。



“話の割り込みしていませんか？”

facebookやっています。
<和田ゆかり>で検索！
ビジネスマナーコンサルタント

～人材が人財に変わる時シリーズ 99～



ロガー

私の趣味のひとつ、サーフィン。先日、9.4フィート(286cm)のロングボードを新調しました。

おそらく、皆様のサーフィンのイメージは短いショートボードで派手なターンをする印象が強いと思います。

始めた当初は、「あんな風にかっこよく波に乗ってみたい!」と意気込んでいました。

しかし、30歳を過ぎてからのサーフィンはそんなにあまいものではなかったです。

パドリングをして沖にでるのにも、波を待つのも意外にショートボードは大変で、大勢波待ちをする中、一つの波に乗るのも一苦労です。いいや、初心者が波に乗れるのは、実は稀(サーフィンでは1つの波に、1人しか乗ってはいけないルールがあります)。

休日に、そんなにせかせかしたくないなと考え、ロングボードでまったりサーフィンを楽しむことに決めました。

ショートボードとは違い、浮力も大きく、波に乗るのも容易で、ガツガツした感じもなく、優雅にサーフィンをエンジョイできるようになりました。

私が入っている海はロガー(ロングボードに乗る人)が多く、上手い人たちのライディングを参考にゆったりと休日を楽しんでいます。

一時支援金

この度の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金が発表されましたね。

概要としましては、2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金(以下「一時支援金」という。)」が給付されることになりました。

これまで飲食業のみの対象の協力金が多かっただけに、適用外であった飲食関連事業を営む皆さまも対象となります。

ただ、所感ですが…協力金と比べると、若干給付対象や支援の金額が厳しい内容だと感じました。

給付対象

〇〇業という縛りはなく、「緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けた事業者は対象となり得る。」とされています。

ただし、飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を示す証拠書類の保存が必要です。申請時に提出は不要なのですが、求められた場合は提出することが義務付けられています。

2019年比又は、2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少した事業者が給付対象となります。

2020年は、既にコロナ禍にあったので、2019年比に焦点が当てれると予想できます。

給付額

前年又は前々年の対象期間の合計売上(2021年の対象月の売上×3ヶ月)となります。

ただし、給付額には上限があり、中小企業等は上限60万円、個人事業者等は上限30万円となります。(給付額の受取について、消費税は不課税取引)

申請期間等は未定でございますが、持続化給付金同様インターネット申請に対応する見込みとなっています。(2/22時点)

給付の対象や、給付額が厳しめを感じてしまいが、ご対象となるかご確認頂ければと存じます。



経産省の一時支援金の特設ページにて最新情報を是非、チェックください!

筆者：木村隆人(きむらたかひと)
笑顔と清潔感を大切に、真摯な姿勢と情熱をもって対応することを心がけています。そして内面は常に
プログレッシブ(漸進的)な考えで
行動することを信念としています。
日の出からサーフィン、真冬のキャンプなど
アクティブな活動が大好きです!
一人息子を溺愛しながら子育て奮闘中!



皆さん、こんにちは。もうすぐ、緊急事態宣言が解除されます。

まだまだ、安心できる状態ではありませんが、その中でもワクチン接種が2月17日から全国の国立病院の医療従事者から摂取が始まっているようです。3月中旬からは他の医療従事者への摂取が始まり、4月1日から65歳以上の高齢者への摂取を目指しているようです。

ワクチンは、3週間の間隔を空けて2回摂取するようで、日本での臨床試験でも重篤な副作用の報告はなかったようですし、95%以上の予防効果が確認されているようです。私たち一般への摂取はまだまだ先のようですが、期待できますね。



それまでは、これからも免疫力を上げ、自分で自分を守っていきましょう。

さて、このコロナ禍の中、いろいろな補助金、給付金、キャンペーンがありました。

その中でも、個人確定申告時に注意しなくてはいけないことの一つをお話し致します。

皆さんの中にも、「Go To キャンペーン」をご利用された方はいらっしゃると思います。そのGo To Eat やトラベルでの割引金（給付金）は一時所得になりますことをご存じでしたでしょうか。

しかし、まだ心配しないでください。一時所得には特別控除額として50万円があります。

ですから、今回Go To Eat やGo To トラベルのキャンペーンを利用した方であっても、その割引金（給付金）が合計で50万円以下であれば課税対象となる金額が0円になりますので、一時所得としての申告は必要ありません。



しかしながら、昨年に生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金等他に一時所得となるものにはマイナポイント、ふるさと納税の返礼品、すまい給付金、地域振興券などがあります。

その一時所得である全ての金額を合計して50万円以上となる場合には、課税対象となる金額があり、一時所得としての確定申告が必要になります。

何が一時所得となるのか、また今回、Go To キャンペーンの割引金（給付金）の申告が必要なのか、ご不明な点は、税務署へのお問い合わせか、当事務所担当者へお問い合わせください。